

介護老人保健施設いちいの杜
通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設いちいの杜(以下「当施設」という。)は、要支援又は要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したのち、令和 年 月 日以降から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条により解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3(本項において、「本約款等」といいます。)の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀 主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。
但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画(介護予防サービス)にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします(本条第2項の場合も同様とします)。
- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの利用を解除・終了することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービス(介護予防通所リハビリテーション)の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を滞納し、当事業所がその支払の督促を行ってから10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

- 第6条 利用者又は身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の26日に自動引き落としにて支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人または利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録は、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報方針に基づき、業務上知り得た利用者身元引受人または利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕等との連携）
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人または利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人または利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 13 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(ハラスメント)

第 14 条 当事業者は介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- 1 施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為。
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びそのご家族等が対象となります。

- 2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、所属長会議により同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。

- ① 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また、個人情報保護委員会にて、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(利用契約に定めのない事項)

第 15 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設いちいの杜

サービス重要事項説明書 (令和7年9月1日現在)

1. 事業者（法人）の概要

事業者の名称	医療法人 徳洲会
事業所の所在地	大阪府大阪市北区梅田 1 丁目 3 番1-1200号
代表者の氏名	東上 震一
事業所の連絡先	06-6346-2888

2. ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設 いちいの杜
施設の所在地	東京都昭島市武蔵野 3 丁目 5 番 6 3 号
電話番号	042-500-0151
FAX番号	042-500-1533
介護保険事業所番号	介護老人保健施設（1354080028号）
管理者（施設長）の氏名	佐々木 孝逸
開設年月日	令和5年4月1日

3. 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

4. 施設の概要

(1) 構造等

建 物	構 造	鉄筋コンクリート造り 地上 4 階建
	延べ床面積	4329.09㎡
	利用定員	入所 100名 (うち認知症専門棟50名) (短期入所療養介護を含む)
		通所 40名

(2) 療養室

フロアーの種類	居室の種類	室数
3階、一般療養棟、50床	個室	6室
	2人室	2室
	4人室	10室
2階、認知症療養棟、50床	個室	6室
	2人室	2室
	4人室	10室

居室の変更について

- ① 利用者等から居室の変更希望の申し出があった場合は、療養室全体の状況を鑑みて、施設でその可否を決定します。
- ② 利用者の心身の状況及び療養棟全体の環境等の変化により入所後に居室を変更する場合があります。予めご了承下さい。

5. 職員体制及び職務内容

区分	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	1			日常的な医学的対応
看護職員		1		投薬・検温・血圧測定等の医療行為
薬剤師				調剤・服薬指導
介護職員	6	1		施設サービス計画等に基づく介護
支援相談員				利用者・家族の相談等の対応
理学療法士 作業療法士	0.2	0.8		リハビリテーションプログラム 作成・機能訓練指導
栄養士				献立作成・栄養指導・食事管理
介護支援専門員				利用者の介護サービス計画原案 作成・要介護認定の申請手続き等
事務職員				事務一般

6. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 7時30分～ 8時30分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低２回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護業務
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 理美容サービス（原則第２・第４水曜日に実施します。）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

6. 利用料金

（１）介護保険自己負担分及び実費分等

＜別紙２＞の通り

（２）支払い方法

毎月１０日までに前月分の請求書を郵送いたします。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は原則として口座振替となります。「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

7. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院
- ・住 所 昭島市松原町３丁目１－１

・協力歯科医療機関

- ・名 称 医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院
- ・住 所 昭島市松原町３丁目１－１

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「利用約款の同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

9. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「いちいの杜消防計画」に則り対応を行ないます。
正常時の訓練	別途定める「いちいの杜消防計画」に則り年2回（10月・3月）日中及び夜間を想定した、避難訓練を利用者も参加して行ないます。
防火管理者	加賀山 佳
防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓等
非常備蓄	入所者3日分の水・食料

10. 施設利用に当たっての留意事項

・施設入所中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・面会は、新型コロナやインフルエンザ等の感染症の予防を検討した上で行います。
詳細は、「面会のご案内」をご確認下さい。
- ・外出・外泊は、施設長の許可を受けた場合のみ認める。
- ・設備・備品の利用は、施設長の許可を受けた場合のみ認める。
- ・所持品は最低限のものをお持ち込みください。
- ・携帯電話などを持ち込まれる場合は、自己管理とさせて頂き、故障・破損につきましてはご本人様、ご家族様の自己責任でお願い致します。
- ・外泊時等の施設外での受診は、施設長の許可を受けた場合のみ認める。

11. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、以下の行為を禁止致します。

- ・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、禁止する。
- ・金銭・貴重品の持ち込みは、原則として禁止する。
- ・飲酒、喫煙は全面的に禁止する。
- ・火気の取り扱いは、禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、禁止する。

12. 要望及び苦情等の相談

当施設の施設入所サービスの提供について、いつでも苦情・要望・意見を申し立てることができます。下記の受付窓口の他に、「ご意見箱」を受付に設置してありますので遠慮なく申立ください。

① 介護老人保健施設 いちいの杜 相談・苦情受付窓口

苦情解決責任者	事務長
苦情受付担当者	支援相談員、介護支援専門員
電話番号	(代) 042-500-0151
FAX番号	042-500-1533
受付時間	9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

① 公的機関の受付窓口

昭島市役所 健康福祉部 介護保険課	東京都昭島市田中町1丁目17番1号 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く) (代) 042-544-5111
東京都国民健康保険 団体連合会 介護相談窓口	東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館10階 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く) 03-6238-0177

令和7年9月1日 改正

<別紙2>

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションについて (令和7年9月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的および精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

・施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

※※ 料金は1割負担とした場合で計算しておりますが、所得によって負担割合が変わることがあります。 ※※

※身体状況により1時間以上2時間未満、2時間以上3時間未満で利用することも可能ですので、必要に応じ担当者にご相談下さい。

[要介護1]

・1時間以上2時間未満	369	単位/日	394	円/日
・2時間以上3時間未満	383	単位/日	409	円/日
・3時間以上4時間未満	486	単位/日	518	円/日
・4時間以上5時間未満	553	単位/日	590	円/日
・5時間以上6時間未満	622	単位/日	663	円/日
・6時間以上7時間未満	715	単位/日	763	円/日
・7時間以上8時間未満	762	単位/日	813	円/日

[要介護2]

・1時間以上2時間未満	398	単位/日	425	円/日
・2時間以上3時間未満	439	単位/日	468	円/日
・3時間以上4時間未満	565	単位/日	603	円/日
・4時間以上5時間未満	642	単位/日	685	円/日
・5時間以上6時間未満	738	単位/日	787	円/日
・6時間以上7時間未満	850	単位/日	907	円/日
・7時間以上8時間未満	903	単位/日	963	円/日

[要介護3]

・ 1 時間以上 2 時間未満	429 単位／日	458 円／日
・ 2 時間以上 3 時間未満	498 単位／日	531 円／日
・ 3 時間以上 4 時間未満	643 単位／日	686 円／日
・ 4 時間以上 5 時間未満	730 単位／日	779 円／日
・ 5 時間以上 6 時間未満	852 単位／日	909 円／日
・ 6 時間以上 7 時間未満	981 単位／日	1,046 円／日
・ 7 時間以上 8 時間未満	1,046 単位／日	1,115 円／日

[要介護4]

・ 1 時間以上 2 時間未満	458 単位／日	489 円／日
・ 2 時間以上 3 時間未満	555 単位／日	592 円／日
・ 3 時間以上 4 時間未満	743 単位／日	792 円／日
・ 4 時間以上 5 時間未満	844 単位／日	900 円／日
・ 5 時間以上 6 時間未満	987 単位／日	1,053 円／日
・ 6 時間以上 7 時間未満	1,137 単位／日	1,212 円／日
・ 7 時間以上 8 時間未満	1,215 単位／日	1,296 円／日

[要介護5]

・ 1 時間以上 2 時間未満	491 単位／日	524 円／日
・ 2 時間以上 3 時間未満	612 単位／日	653 円／日
・ 3 時間以上 4 時間未満	842 単位／日	898 円／日
・ 4 時間以上 5 時間未満	957 単位／日	1,021 円／日
・ 5 時間以上 6 時間未満	1,120 単位／日	1,194 円／日
・ 6 時間以上 7 時間未満	1,290 単位／日	1,376 円／日
・ 7 時間以上 8 時間未満	1,379 単位／日	1,470 円／日

[要支援1]

- ・ 2418円／月

[要支援2]

- ・ 4507円／月

単位数に、昭島市の地域区分（4級地10.66）を掛けます。

*リハビリテーション提供体制加算：1日あたり

リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合は以下の料金が利用時間によって加算されます。

・ 3 時間以上 4 時間未満	12 単位／日	12 円／日
・ 4 時間以上 5 時間未満	16 単位／日	17 円／日
・ 5 時間以上 6 時間未満	20 単位／日	21 円／日
・ 6 時間以上 7 時間未満	24 単位／日	25 円／日
・ 7 時間以上 8 時間未満	28 単位／日	29 円／日

＊退院時共同指導加算：1日あたり

- ・病院又は診療所に入院中の者が退院するにあたり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り640円加算されます。

(利用者又はその家族に対して病院又は診療所の主治医の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者と利用者の状況等に関する情報を相互に共有したうえで、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅でのリハビリテーション計画に反映させます。)

＊リハビリテーションマネジメント加算：1月あたり

- ・医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、リハビリテーション介護を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地からご利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、会議の内容を記録すること。
- ・リハビリテーション計画について、計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がご利用者様またはそのご家族に説明し同意を得るとともに、説明した内容等を医師に報告すること。
- ・リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して、6カ月以内の場合は1カ月に1回以上、6カ月を超える場合は3カ月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じてリハビリテーション計画を見直していること
- ・事業所の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所の従業者と利用者の居宅を訪問し、従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から介護の工夫も関する指導と日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
若しくは、理学療法士等が居宅を訪問し、利用者の家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から介護の工夫に関する指導と日常生活上の留意点に関する助言を行う。

上記を行っている場合 6月以内：597円 6月超：256円

＊入浴介助加算：1日あたり

通所リハビリテーション計画上入浴介助を行なうこととなっている場合は、上記通所リハビリテーション費に43円加算されます。

＊短期集中個別リハビリテーション加算（介護予防を除く）：1日あたり

理学療法士等が1人の利用者に対して個別に短期集中的にリハビリテーションを実施した場合は、下記の金額が加算されます。

- ・退所後3月以内 118円

＊口腔機能向上加算

言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置し、口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、ご利用者様ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し定期的に評価すること。

また、口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

3月以内の期間に限り1月に2回を限度として

要介護：160円／回 要支援1：160円／回 要支援2：171円／回

＊栄養改善加算

低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対して、管理栄養士等が共同して栄養ケア計画を作成し、適切なサービスの実施や評価と計画的な見直し等を実施した場合に加算されます。

要介護：213円／回(月2回を限度) 要支援：159円／月

＊重度療養管理加算：1日あたり

常時頻回の喀痰吸引や胃瘻等の経腸栄養を実施されている等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して、107円が上記施設利用料に加算されます。

＊中重度者ケア体制加算（介護予防を除く）：1日あたり

- ・ 指定基準に定められた員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保していること。
- ・ 前年度又は算定日が属する月の前3月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上であること。
- ・ 指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1名以上確保していること。

21円が上記施設利用料に加算されます。

＊科学的介護推進体制加算：1月につき

- ・ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等に係る基本的報を厚生労働省に提出していること
 - ・ 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- 要介護・要支援ともに43円／月が加算されます。

＊若年性認知症利用者受入加算：1日あたり

- ・ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合、対象の方に
要介護：64円／日 要支援：256円／日 が加算されます。

＊12月超え減算（介護予防）：1月につき

- ・ 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。
 - ・ ご利用者様ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- 対象の方に上記のことを行っていない場合、
要支援1：128円 要支援2：256円 減算されます。

＊送迎減算加算：片道につき50円

- ・ 利用者に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合、50円減算いたします。

＊サービス提供体制加算（Ⅰ）（要介護 1日にあたり 要支援 1月にあたり）

- ・ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上、もしくは介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上である場合、上記施設利用料に加算されます。

要介護 24円／回 要支援1 94円／月 要支援2 188円／月

＊介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：1月あたり

- ・ 介護職員等処遇改善加算を除く加算減算後の総単位数に8.6%を乗じて得た数を介護職員処遇改善加算として請求いたします。

※実際の請求時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

(2) その他の料金

① 食費

1日利用（おやつ代含む） 700円

半日利用 600円

＊施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

② 日常生活品費／1日 ドリンクバー 150円

③ 教養娯楽費／1日 Aクラブ 100円

Bクラブ 150円

④ キャンセル料

1日利用 700円（食事代相当）

半日利用 600円（食事代相当）

＊前日の17時00分までにお休みの連絡がない場合にお支払いいただきます。

⑤ おむつ代および廃棄代 実 費

＊利用者の身体状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑥ その他の費用 実 費

＊診断書等の文書の発行、インフルエンザ予防接種に係る費用等

(3) 支払い方法

- ・ 毎月8日までに前月分の請求書を発行し、その月の26日にご指定いただいた口座よりお振替致しますので、残高の確認をお願い致します。
尚、領収書は翌月の請求書に同封致します。

<別紙3>

個人情報利用目的

(令和7年9月1日現在)

介護老人保健施設いちいの杜では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設通所リハビリテーション
(介護予防通所リハビリテーション) 利用同意書

介護老人保健施設いちいの杜の施設通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設いちいの杜通所リハビリテーション利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏 名

印

＜利用者の身元引受人＞

住所

氏 名

印

介護老人保健施設いちいの杜
管理者 佐々木 孝逸 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第 10 条 2 項の緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	